

愛媛県県民環境部防災局
原子力安全対策課 行
FAX 089-931-0888

申告日：令和 6 年 10 月 3 / 日

(所属及び役職)

愛媛大学医学部保健学

(氏 名)



伊方原子力発電所環境安全管理委員会専門部会構成員自己申告

(A) 私の原子力分野における活動は、下記(1)から(3)のいずれにも該当しない活動であることを申告します。

(B) 私の原子力分野における活動には、下記(1)から(3)のいずれかに該当する、又は該当する可能性のある活動があることを申告します。

- (1) 申告対象期間^{※1}における電気事業者等^{※2}の役員、従業者等の経歴
- (2) 申告対象期間^{※1}における電気事業者等^{※2}からの、個人として、1年度あたり、1事業者(団体)につき50万円以上の報酬等の受領
- (3) 申告対象期間^{※1}における個人の研究又は所属する研究室等に対する電気事業者等^{※2}からの寄附等(委託・請負事業、共同研究を含む)

※1 申告対象期間

申告日の前年度の3月31日を起算日として3年前から申告日まで

※2 電気事業者等

- ① 電力会社及びその子会社
- ② 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)の許認可対象となる実用発電用原子炉設備の製造事業者及びその子会社
- ③ 上記①又は②の者から運営費の過半を得ている団体又は構成員の過半数が①又は②の者である団体

- (注) 1 いずれか該当する口にチェックしてください。
2 (B)に該当する場合には、様式1に従って該当する項目にその内容をご記入の上、提出ください。
3 申告日時点で(B)に該当しない場合でも、本自己申告日以降に(B)に該当する活動を行った場合には、その時点で改めて本自己申告書及び様式1をご記入の上、提出ください。
4 任命後、様式1に記載された情報は公開の対象となります。電気事業者等との契約等により、非公開とされている情報が含まれる場合には、あらかじめその事項についての申告をお願いします。